

## 2. 十日町市立南中学校いじめ防止基本方針

はじめに

この十日町市立南中学校いじめ防止基本方針（以下「南中基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号。以下「法」という。）第13条の規定及び、新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年新潟県条例第59号以下「条例」という。）に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

### 1 いじめの防止等のための基本的な方針

#### (1) いじめに対する基本的な考え方

##### ① いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「法」第2条より）

「いじめ類似行為」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童生徒等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」と定義する（「条例」第2条）※以下、「いじめ」とはいじめ類似行為も含む。

##### ② 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

##### ③ いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

##### ④ 本校の責務

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通して、すべての生徒に「いじめは絶対に許されない」ことへの理解を促していくことが必要である。そのため、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、家庭や地域、関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

#### (2) いじめ防止等のための取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 学校評価において、いじめの実態把握及びいじめに対する措置についての取組を定期的に評価し、取組の見直しと改善を図る。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。
- ⑤ 保護者・地域住民に、学校はいじめの防止等の取組について、理解と協力を働き掛ける

ため、広報と意識啓発を行う。

## 2 いじめの防止等のための基本的な施策

### (1) 基本となる取組

#### ① いじめの未然防止のための取組

- ア グランドデザインに「いじめ防止」を明示し、いじめをしない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- イ 教育活動全体を通して、生徒の自己有用感と自己肯定感を高め、規範意識と人間関係能力を高める。
- ウ 道徳科を要として、体験活動等との関連を図りながら道徳教育と人権教育、同和教育の充実を図る。
- エ 生徒が自主的にいじめ防止について学び、主体的にいじめ防止に取り組む生徒会活動の充実を図る。
- オ いじめ防止について、家庭や地域への啓発と連携を図る。

#### ② いじめの早期発見のための措置

##### ア いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ・ 生徒対象の生活アンケート調査（毎週）
- ・ 生徒対象の教育相談を通じた調査（4月、6月、9月、11月、1月、随時）
- ・ 保護者対象のいじめアンケート調査（随時）

##### イ いじめ相談体制

- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談ができるよう相談窓口の設置と周知を図るなど、相談体制を整備する。
- ・ スクールカウンセラーや市教育センター職員と直接的な連携を図る。

##### ウ 教職員の資質向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

### (2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

#### ① 設置の目的

法第22条の規定に基づきいじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織として、「十日町市立南中学校いじめ対策委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

#### ② 委員会の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、1学年主任、2学年主任、3学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、市教育相談センター相談員、必要に応じて自校の教職員や外部関係者を加える。

#### ③ 委員会の役割

- ・ 南中基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、当該情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核となる。

#### ④ 委員会の取組

- ・ いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ・ いじめの未然防止に関すること。

- ・ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒や保護者・地域住民の理解を深めること。
- ・ いじめの発生時の対応に関すること。
- ・ 会議は定例会を週1回程度開催し、いじめ発生時は緊急に開催する。

### (3) いじめ発生時の措置

- ① 学校がいじめの疑いを発見したり、通報を受けたりした場合は、速やかに事実を確認する。また、いじめの疑いを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ② 当該情報を基に、委員会としての対応策を協議して、職員の共通理解を図る。
- ③ いじめをやめさせ、いじめを受けた生徒を確実に見守って保護する。また、必要に応じ別室の確保や関係機関からの支援を受ける。
- ④ いじめを受けた生徒の保護者に家庭訪問等を行い、事実関係と当面の対応を説明し、今後の学校との連携についての保護者の意思を確認する。
- ⑤ いじめを行った生徒に対して、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む指導をするとともに、その保護者に対して学校との連携を継続的に行うよう助言する。
- ⑥ いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ⑦ いじめに関係する保護者に対して、関係する情報と学校の対応を説明する。
- ⑧ その他の生徒に対して、学級指導、学年集会、全校集会、部活動等において関係する生徒とその保護者のプライバシー保護に配慮し、当該事案の説明と指導を行う。
- ⑨ いじめに関係する生徒と保護者に関わる情報を定期的に交換し、いじめの解消と再発防止を図る。
- ⑩ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどの重大事案については、市教育委員会及び警察署等と連携して対処する。
- ⑪ いじめの解消については、以下の点により、いじめを受けた児童生徒及び保護者に寄り添い、慎重に判断する。
  - I、いじめに係る行為が、相当期間（少なくとも3か月間）止んでいること。
  - II、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。

## 3 重大事態への対応

### (1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。  
(生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定する。)
- ② いじめにより在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。  
(相当の期間とは年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、重大事態の可能性を想定する。)
- ③ その他、市教育委員会が重大事態と判断する場合。

### (2) 重大事態発生時の対応

校長は、市教育委員会や警察署等へ報告し、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

#### ① 学校が調査主体となった場合の対応

ア 委員会を母体としつつ、当該事案の性質に応じて専門家を加えた組織による調査の体制を整える。

- イ 組織による事実関係を明確にするための調査を実施する。
  - ウ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - エ 調査結果を市教育委員会や警察署等に報告する。
  - オ 市教育委員会や警察署等の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ② 学校の設置者である十日町市が調査主体となった場合の対応  
十日町市の調査組織に必要な資料の提出など、調査に協力する。

(3) その他

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。